

# 4 章

## 毎月の給与と賞与からの 労働保険料の徴収と保険料申告事務

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。

保険料の納付手続き等は通常、両方の保険を合わせて、「労働保険料」として行ないます。

ただし、労災保険料は全額事業主負担とされていますので、給与からの控除はありません。雇用保険料は、被保険者負担がありますので、毎月の給与から雇用保険料を控除します。

また、労働保険料は、年度当初に概算保険料を前払いし、年度終了後に確定保険料として精算することになっており、概算保険料・確定保険料の申告・納付（年度更新）の手続きが必要です。

### I 給与と賞与からの 雇用保険料の控除

#### 1 雇用保険料の算定

雇用保険料の被保険者負担分は、健康保険料や厚生年金保険料とは異なり、時間外労働手当等によって毎月の給与の額が変動すれば、保険料の額も変動します。

雇用保険料は、賃金額に雇用保険料率（被保険者負担分）を乗じて算定します（図表1）。

その際に注意しなければならないのは、業種（事業の種類）によって保険料率が異なるということです。

具体的には、「一般の事業」の場合は、賃金額に1,000分の3を乗じ、「農林水産業・清酒製造

図表1 雇用保険料率（令和2年度分）

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1,000	6/1,000	3/1,000
農林水産・清酒製造の事業	11/1,000	7/1,000	4/1,000
建設の事業	12/1,000	8/1,000	4/1,000

業・建設業」の場合は、賃金額に1,000分の4を乗じて保険料を算定します。

たとえば、賃金額が30万円であれば、給与から控除する雇用保険料は、一般の事業では900円（ $= 300,000円 \times 3/1,000$ ）、農林水産業・清酒製造業・建設業では1,200円（ $= 300,000円 \times 4/1,000$ ）となります。

なお、令和3年度分の雇用保険料率は、令和3年1月頃に厚生労働省より告示されますので、別途確認してください。

#### 2 雇用保険料の免除

高齢労働者（保険年度の初日において64歳以上の人）の雇用保険料の免除は、令和元年度をもって廃止されましたので、現在、免除対象者はありません。

令和元年度分の確定保険料計算まで、高齢労働者の雇用保険料の免除が適用されていました。

### 3 賃金額の算定

雇用保険は、社会保険と異なり、標準報酬という考え方はとっていません。そのため、毎月の給与計算や賞与計算の際に、その都度対象となる賃金額に基づいて保険料を計算します。その際、保険料の算定の基礎となる賃金額に含まれるものと含まれないものがあります。

労働保険料の算定基礎となる賃金とならない賃金は、**図表2**のとおりです。

社会保険とは微妙に異なっていますが、所得税が非課税とされる通勤手当を含めて、給与、賞与として会社から支給されるものは、ほとんどが賃金額に含まれます。

図表2 労働保険料の算定基礎賃金（例示）

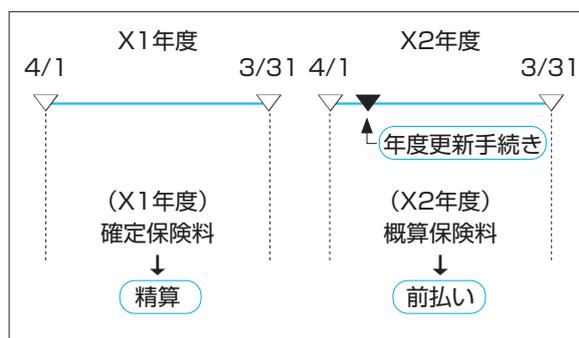
賃金額に算入するもの	基本給・固定給等の基本賃金、超過勤務手当・深夜手当・休日手当等、扶養手当・子供手当・家族手当等、宿・日直手当、役職手当・管理職手当等、地域手当、住宅手当、教育手当、単身赴任手当、技能手当、特殊作業手当、奨励手当、物価手当、調整手当、賞与、通勤手当、休業手当、定期券・回数券等、創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者または相当多数に支給される場合）、チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるもの）、雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）、住居の利益（社宅等の貸与を行なっている場合のうち、貸与を受けない者に対し、均衡上、住宅手当を支給する場合）
賃金額に算入しないもの	休業補償費、退職金、結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、増資記念品代、私傷病見舞金、解雇予告手当（労働基準法20条の規定に基づくもの）、年功慰労金、出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）、制服、会社が全額負担する生命保険の掛金、財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行なう財産形成貯蓄を奨励・援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率または額の奨励金等）、住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行なっているが、他の者に対し、均衡給与を支給しない場合）

## II 労働保険の年度更新手続き

労働保険料（労災保険料・雇用保険料）は、会社が1保険年度（4月1日から翌年3月31日）分を年度当初に概算払いし、翌年度当初に精算します。この手続きを「年度更新」と呼びます。

具体的には、毎年6月1日から7月10日（令和2年度分については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、8月31日）までの間に、前年度分の確定保険料の申告・納付（精算）と、新年度分の概算保険料の申告・納付を同時に行ないます。被保険者分についても概算払いをし、給与や賞与を支払う都度、会社が被保険者分を徴収します。

労働保険料の申告・納付は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」を作成し、これに保険料を添えて、一般的には金融機関を通じて行ないます。申告書の様式と記載例は177頁のとおりです。



## III 労働保険料の算定

### 1 労働保険料

労働保険料は、その年度分の保険料算定の基礎となる賃金額に保険料率を乗じて計算します。

労災保険料の算定基礎となる賃金と雇用保険料の算定基礎となる賃金が同額である場合には、労

働保険料として一括して算出し、労災保険料の算定基礎となる賃金と雇用保険料の算定基礎となる賃金が異なる場合には、労災保険料と雇用保険料を別々に算定して合計します。

## 2 労災保険の適用対象

労災保険の対象者は、雇用保険の被保険者よりも範囲が広く、労働者であれば勤務日数や勤務時間にかかわらず、アルバイトやパートタイマーも含めて対象者になります。

ただし、社長などの役員は、原則として対象者になりません。

なお、労災保険の保険料は、全額事業主負担であるため、給与からの控除はなく、個々の労働者の資格取得・喪失手続きも必要ありません。

## 3 雇用保険の被保険者

雇用保険の被保険者については、社会保険と同様に、2段階でチェックします。

### ① 第1段階

第1段階として、事業所単位で、適用事業かどうかを判定します。

雇用保険の適用事業とは、労働者が雇用される事業です。原則として、人数も業種も問いませんが、個人経営の農林・畜産・養蚕・水産業で常時労働者が5人未満の事業に限り、暫定任意適用事業となっています。

### ② 第2段階

第2段階として、適用事業に雇用される労働者が、原則として被保険者となります。

社会保険の場合と異なり、社長などの役員は被保険者にはなりません。

アルバイトやパートタイマーについては、週所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用される見込みがあれば被保険者となります。

## 4 概算保険料の算定

概算保険料は、1年度分の賃金総額の見込額に基づいて計算します。

ただし、賃金総額の見込額が前年度の賃金総額

の100分の50以上100分の200以下である場合には、前年度の賃金総額をそのまま用います。

## 5 労災保険と雇用保険の料率

労災保険の保険料率は、事業の種類に応じた労災事故の危険度により、2.5/1,000から88/1,000の範囲で定められています（186付表を参照してください）。

雇用保険の保険料率は、事業の種類に応じて173図表1のとおりです。

## 6 一般拠出金

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害救済のための一般拠出金の申告・納付が必要です。

労災適用事業所の全事業主が対象で、労働保険料と合わせて申告・納付します。

一般拠出金率は一律0.02/1,000、確定納付のみの手続きで、概算納付はありません。また、全額事業主負担ですから、給与から控除することはありません。

## 7 納付すべき保険料

納付すべき労働保険料は、「新年度の概算保険料」に「前年度の確定保険料（精算額）と一般拠出金」を加減した金額です。

すなわち、前年度に申告・納付済みの概算保険料より確定保険料のほうが多い場合には、その不足額を加算し、前年度に申告・納付済みの概算保険料より確定保険料のほうが少ない場合には、その超過額を減算（充当）します。

なお、概算保険料が40万円（労災保険、雇用保険のどちらか一方のみの適用事業所については20万円）以上の場合等には、延納（分割納付）することができます。

その場合には、3期（第1期は7月10日〔令和2年度分については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、8月31日〕まで、第2期は10月31日まで、第3期は1月31日まで）に分けて、3等分した額を納付します。

この際、3等分した額に1円未満の端数が生じる場合には、第2期分、第3期分の端数は第1期分に加算します。

たとえば、保険料が435,565円であるとする、第2期分、第3期分はそれぞれ $435,565円 \div 3 = 145,188.33\dots円 \rightarrow 145,188円$ 、第1期分は $435,565円 - 145,188円 \times 2 = 145,189円$ となります。

## IV 増加概算保険料の申告・納付

概算・確定保険料申告書を提出した後、年度の中途において、事業規模が拡大したことなどによって概算保険料の見込額が一定以上増加した場合には、増加額を増加概算保険料として申告・納付しなければなりません。

申告・納付が必要になるのは、賃金総額の見込

額が当初の申告よりも、2倍（100分の200）を超えて増加し、かつ、その賃金総額の見込額によった場合の概算保険料の額が、すでに申告済みの概算保険料よりも13万円以上増加する場合です。

## V 労働保険料の還付

確定保険料額が申告済みの概算保険料額よりも少ない場合には、次年度の概算保険料額に充当されます。

充当してもなお還付が生じる場合には、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付を受けることになります。

還付請求書の様式と記載例は178頁のとおりです。

### 【概算・増加概算・確定保険料申告書の記載ポイント】

- 1 その保険年度の賃金額に1,000円未満の端数が生じる場合には、切り捨てます。
- 2 賃金額に料率を乗じて計算した保険料、一般拠出金額に1円未満の端数が生じる場合には、切り捨てます。
- 3 一般拠出金の賃金額は、労災保険分の賃金額をそのまま使用します。
- 4 概算保険料の賃金額の見込額については、前年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下である場合には、前年度の賃金総額をそのまま使用します。
- 5 概算保険料が40万円（労災保険、雇用保険のどちらか一方の場合には20万円）以上の場合等には、延納（分割納付）することができます。延納（分割納付）を希望する場合には、その納付回数「3」を記載します。
- 6 申告済概算保険料額（1,203,146円）より、確定保険料（1,174,485円）のほうが小さいため、その差額（28,661円）が充当額となります。  
この充当額について、①労働保険料のみに充当、②一般拠出金のみに充当、③労働保険料及び一般拠出金に充当、のいずれの方法によるかを選択します。そして、充当意思欄（⑩欄）に選択結果を番号（1～3）で記載します。  
労働保険料に充当する場合には、期別納付額（⑫欄）の「労働保険料充当額」欄に、一般拠出金に充当する場合には、期別納付額（⑫欄）の「一般拠出金充当額」欄に、充当額を記載します。
- 7 概算保険料（1,174,485円）を納付回数「3」で割ると、 $1,174,485円 \div 3 = 391,495円$ となります。
- 8 雇用保険の高年齢労働者の免除規定は、令和元年度をもって廃止されました。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和 2 年 6 月 24 日

1 なるべく折り曲げないで記入してください。やむを得ない場合は折り曲げマーク(▽)の所で折り曲げて下さい。(8)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

① 労働保険番号 12101012345-000

※各種区分  
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類  
01111 9801 51

あて先 〒XXX-XXXX  
千葉市中央区中央〇-〇-〇  
千葉労働局

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由  
④ 常時使用する労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高齢労働者数 ※保険関係転入片保険理由コード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定区分	算定期間 平成31年4月1日から 令和2年3月3日まで	
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 1000分の	12.00	1174485
労災保険分 (ロ) 1000分の	3.00	316065
雇用保険法適用者分 (ハ) 1000分の	9.00	82674
高齢労働者分 (ニ) 1000分の	9.00	858420
保険料算定対象者分 (ホ) 1000分の	9.00	858420
一般拠出金 (ヘ) 1000分の	0.02	2107

概算・増加概算区分	算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 1000分の	12.00	1174485
労災保険分 (ロ) 1000分の	3.00	316065
雇用保険法適用者分 (ハ) 1000分の	9.00	82674
高齢労働者分 (ニ) 1000分の	9.00	858420
保険料算定対象者分 (ホ) 1000分の	9.00	858420

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額	1,203,146	⑲ 申告済概算保険料額	
⑳ 差引額	(イ) ⑱-(⑮の(イ)) 28,661 (ロ) ⑱-(⑮の(ロ)) 不足額	(イ) ⑲-(⑮の(イ)) 1 (ロ) ⑲-(⑮の(ロ)) 不足額	㉑ 増加概算保険料額 (⑮の(イ)-(⑲))

㉒ 第1期 ⑲-(⑮の(イ)) 391,495	㉒ 第2期 ⑲-(⑮の(ロ)) 28,661	㉒ 第3期 ⑲-(⑮の(ロ)) 不足額	㉓ 今期労働保険料(イ) 又は(イ)+(ハ) 362,834	㉔ 一般拠出金充当額(イ) 又は(イ)+(ハ) 2,107	㉕ 一般拠出金(イ) 又は(イ)+(ハ) 364,941
-------------------------	------------------------	---------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------

⑳ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉖ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉗ 所在地	千葉市中央区中央〇-〇-〇		
㉘ 名称	千葉商事株式会社		

㉙ 事業又は作業の種類	その他の各種事業	㉚ 保険関係成立年月日	
㉛ 郵便番号	〒XXX-XXXX	㉛ 電話番号	(043) 221-XXXX
㉜ (イ) 住所(法人のときは本店)	千葉市中央区中央〇-〇-〇		
㉜ (ロ) 名称	千葉商事株式会社		
㉜ (ハ) 氏名(法人のときは代表者の氏名)	代表取締役 千葉 太郎		

